

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
9 月 5 日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 保安林予定森林 (萩市) (森林整備課) 三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 四
 - 公共測量の実施 (監理課) 四
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四
 - 一般競争入札の実施 (物品管理課) 五
- 雑報
 - 県報の正誤 (平成二十九年八月二十五日山口県告示第三百八号) 六



山口県告示第三百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
四六一二	二二〇	平成二九、一〇、一〇	平成二九、一〇、三二	平成二九、一
五	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通常最大	通常最大	通常最大
〃	九、六	通常最大	通常最大	通常最大
三	二・五	通常最大	通常最大	通常最大
五	四・三	通常最大	通常最大	通常最大
一〇	六	通常最大	通常最大	通常最大
二〇	一三	通常最大	通常最大	通常最大
〃	一	通常最大	通常最大	通常最大
一・三	〇・九	通常最大	通常最大	通常最大
二・二	一・二	通常最大	通常最大	通常最大
〃	〇・一	通常最大	通常最大	通常最大
〃	〇・二	通常最大	通常最大	通常最大
二、九四五、〇二六	二四〇、四〇〇	通常最大	通常最大	通常最大
二、九四五、一〇四	二四〇、四〇〇	通常最大	通常最大	通常最大

山口県告示第三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字大平一三八の一、字道切谷一四〇の二、字多手原二二八の一、二二九の二、二二三の二、二二三の二、二三八の二、二三九の二、二四〇の二、二四一の一、二四二の一、二四三、二四五、二四六、二四七の一から二四七の三まで、二四八の一、二四九の二、二五〇の一から二五〇の三まで、二五一の一から二五一の三まで、二五二の一から二五二の三まで、二五三から二五六まで、二六〇、二六一、二六二の一から二六二の三まで、二六三、二六四、二六五の一、二六六、二六七の一、二六七の二、字立原二四五の一、三四三三三の一、字中ノ埜二六六の一、字中ケ埜二六八、二七〇の一、二七二の一、二七三の一、二七三の三、二七四の一、二七四の二、字竹内二六九の一〇、二八三、二八四、二八五の一、二八六の一、六八〇の一、三四三四、字家ノ上二七五の一、二七五の四、二七五の五、二七六の一、二七八の一、二八九の四、二九〇、二九一の一、字バクチ山二八九の一、二八九の二四、字ケンノヲ二八九の一、二、字蓼ヶ原六四七の二、六四八から六五三まで、六五四の一から六五四の三まで、字多久見六八二の二、字神田三四三三二の一、三四三三二の四、字蓼原三四三三の一三から三四三三三の一五まで、字ケンノウ三五一七の八、字長藪三五三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字須佐字多手原二六六・二六七の一・二六七の二・字中ケ埜二六八・二七〇の一・二七二の一・字蓼ヶ原六四七の二・六四八・六四九・字蓼原三四三三の二三(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

山田(1)の①地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一

号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
岩国市	由宇町北四丁目	山田	四九九五	一号
〃	由宇町	〃	四七一五	二号
〃	〃	〃	三四四九の四	三号
〃	〃	〃	三四四九の四	四号
〃	〃	〃	三四四九の二	五号
〃	〃	〃	三四四九の三	六号
〃	〃	〃	三四四九の三	七号
〃	〃	梶ヶ迫	三四五〇	八号
〃	〃	〃	三四五二の一	九号
〃	由宇町北四丁目	〃	五〇九〇の一地先	十号
〃	〃	〃	五〇八九の一	十一号
〃	〃	〃	四九七七地先	十二号
〃	〃	〃	四九八三	十三号
〃	〃	〃	四九八九	十四号
〃	〃	〃	四九八三	十五号



(二四九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年四月二十一日山口県公告(一二九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年九月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南久米A街区
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

玖珂郡和木町和木

三 作業の期間

平成二十九年八月三十一日から平成三十年一月三十一日まで

(二五一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字若浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地の一

大和建设株式会社

(二五二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 県立学校コンピュータ教室用機器 一式

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期限

平成三十年一月三十一日

(五) 納入場所

山口県立周防大島高等学校安下庄校舎ほか十一箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十九年十月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年十月十七日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時
平成二十九年十月十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要
約
契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年十月六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools
- (3) Delivery period: January 31, 2018
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School Agenosho Campus and 11 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 16, 2017 (If brought in person: 10:00 A.M. October 17, 2017)



正 誤

平成二十九年八月二十五日山口県告示第三百八号(指定施業要件の変更予定保安林(美祢市))

ページ	段	行	誤	正
四	上	八〜九	保安林の指定をする件	保安林の指定に関する告示